

## 新法紹介

### 一、公布済の新規法令

- 1 「品質強国構築綱領」
- 2 「外商投資による研究センターの設立を更に奨励するための若干措置に関する通達」
- 3 「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」

### 二、公布前の意見募集稿

- 1 「新規公開株（IPO）登録管理弁法」（意見募集稿）等

### 一、公布済の新規法令

#### 1. 「品質強国構築綱領」

中国共産党中央委員会及び国務院は、2023年2月6日付けで、党内法規制度である「品質強国構築綱領」（以下「本綱領」という。）を公布、施行した。本綱領では、品質強国を質の高い国づくりのための重要な取り組みと位置づけ、9つの方面から計30項の意見を述べている。それらの方面において、2025年までに質の高い国づくりについて段階的に成果を挙げることを予定し、経済の質、産業の質、製品の質、建築プロジェクトの質、サービスの質、企業の質、ブランドの質、品質に関するインフラストラクチャ、品質の安全管理等の方面から具体的な措置を打ち出した。また本綱領では、特に以下4つのキーポイントが強調されている。

- ① 知的財産の保護を強化し、品質の革新成果から応用へのルートに繋げていくこと
- ② 品質保証金制度の健全化に力を入れて、消費者紛争における事前の賠償支払いを促進すること
- ③ 臨床急用及び希少疾患治療用の医薬品、医療機器の審査・承認手続きの迅速化を推進し、ジェネリック医薬品と先発医薬品及び医薬品特許を持つ医薬品との品質と治療効果の同一性をアップさせること。
- ④ 品質に関する法律法規を健全化させるよう、製品品質法等を改正すること。

URL：[http://www.gov.cn/zhengce/2023-02/06/content\\_5740407.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2023-02/06/content_5740407.htm)

（中国共産党中央委員会及び国務院2023年2月6日公布、同日施行）

#### 2. 「外商投資による研究センターの設立を更に奨励するための若干措置に関する通達」

2023年1月18日、国務院弁公庁は、商務部及び科技部による「外商投資による研究センターの設立を更に奨励するための若干措置に関する通達」（以下「本通達」という。）を発表した。本通達は、科学技術革新の支援、研究開発の利便性の向上、海外人材の導入の促進、知的財産保護のレベルの向上等、4つの方面から計16条の具体的施策を打ち出した。具体的には、主に以下のものが挙げられる。

- ① 科学技術革新サービスを最適化し、科学技術革新に関する税務上の政策による支援を徹底し、各地が地方の実情に応じて、外商投資による研究センターの設立承認手続をより最適化・簡略化することを支援する。
- ② 基礎研究の実施を奨励し、外商投資による研究センターが大型科学研究機器、国の重大科学技術計画プロジェクトの科学技術報告書及び関連資料を使用することを支援する。
- ③ 法に従い研究開発データの越境流通をサポートする。サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法などの関連法規の要求を遵守したうえで、越境流通のデータのセキュリティ管理を強化し、国家安全と社会公共の利益を保障し、個人情報の権利を保護する。重要なデータや個人情報に関する越境移転安全評価を効率的に実施し、研究開発データの安全的且つ自由な流通を促進する。
- ④ 知的財産権の対外的譲渡及び技術輸出入の管理プロセスを最適化し、多国籍企業のグループ内における技術の越境移転に利便性のある体制を検討する。
- ⑤ 海外人材の中国における就労の利便性を向上させ、外商投資による研究センターがチーム単位でチーム内の外国籍メンバーのために労働契約期間を超えない1回限りの就労許可及び5年間を超えない就労類滞在許可を申請することを認め、海外人材の中国での長期滞在、永住に関する利便性のある措置を採る。
- ⑥ 海外人材が「専門職」の資格を申込みことを奨励し、各地が地方発展のニーズに応じて法的権限の範囲内において、条件に適合する外商投資による研究センターが雇用している海外の高度人材及び不足人材に向けて住宅、子女教育、配偶者就労、医療保障等の方面から支援策を出すことを奨励する。更に外商投資による研究センターで就労している海外人材に向けて国境を跨ぐ資金の受け払いに関する利便性のある措置を採ることを推進する。
- ⑦ 商業秘密の保護に関する規則制度の改善を加速し、知的財産権保護センターの構築を進め、知的財産権に関する法執行の水準を向上させる。

URL：[http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content\\_5737692.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm)

（商務部及び科技部2022年1月18日公布、同日施行）

### 3. 「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」

国家発展及び改革委員会は、2023年1月13日付で、「信用喪失行為是正後の信用情報回復管理弁法（試行）」（以下「本弁法」という。）を公布した。本弁法は、総則、信用情報回復の主な方法、重大な違法信用喪失主体リストに載せられた情報の回復、行政処罰公示情報の回復、信用情報の回復に関する連動、信用情報の回復に関する監督管理及び教育、付則の7章、計32条からなる。本弁法では、基本的に信用主体が法に基づき信用情報の回復する権利を有し、法律法規及び中国共産党中央委員会、國務院の政策において明確に回復不可とされる場合を除き、所定の条件を満たした信用主体が信用情報の回復を求めることができると定める。本弁法の主なポイントは、以下のとおりである。

- ① 「信用情報の回復」とは、信用主体が積極的に自分の信用状況を改善し、信用喪失行為を是正し、法定の義務を履行した上、信用喪失行為と認定した信用業者又は信用喪失情報を収集した信用プラットフォームウェブサイトの運営者に対して申請し、当該業者等が関連規定に沿って、信用喪失情報の削除、信用喪失情報の公示の終了を行う活動をいう。
- ② 信用情報回復の方法には、重大な違法信用喪失主体リストからの削除、行政処罰情報の公示の終了又はその他信用喪失情報の回復が含まれる。
- ③ 行政処罰情報の公開の可否に関して、基本的に法人及び非法人組織に対して通常手続による行政処罰の情報について、信用プラットフォームウェブサイトで収集した上で公示することになり、簡易手続による行政処罰の情報を収集し公示しないものとされている。特に通常手続により警告・譴責通知に処された場合は、かかる情報を公示せず、それ以外の行政処罰の情報については、最短で3ヶ月間、最長で3年間の公示をしなければならない。そのうち、食品、医薬品、特殊設備、安全生産、消防等の領域での行政処罰情報については最短で1年間の公示をしなければならない。なお、自然人に対する行政処罰情報については、信用プラットフォーム

ウェブサイトでは原則として公示しない。

URL：[http://www.gov.cn/zhengce/2023-01/17/content\\_5737788.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2023-01/17/content_5737788.htm)

（国家発展及び改革委員会2023年1月13日公布、同年5月1日施行）

## 二、公布前の意見募集稿

### 1 「新規公開株（IPO）登録管理弁法」（意見募集稿）等

中国証券監督管理委員会（証監会）は、2023年2月1日、株式発行登録制の全面的実施に関わる「新規公開株（IPO）の登録管理弁法」等主な制度規則の意見募集稿を公開し、それらの案について同年2月16日を締切期間として、パブリックコメントを募集している。2019年の「科创板」（イノベーションボード）の開設とともに導入された登録制は、4年間の試行を経て、イノベーションボードと同じように、その適用を既存のメインボード、中小企業ボード等にも拡大させ、いわゆる中国で全面的な株式発行登録制改革がこれから進むと思われる。

今回の改革措置のポイントとしては、①登録手続を最適化し、証監会の代わりに、証券取引所が企業の発行条件、上場条件、情報開示要求への適合性について全面的に審査・判断する責任を負うこと、②メインボード、中小企業ボード、イノベーションボード等の登録制度を統一し、統一した「新規公開株（IPO）登録管理弁法」等の規則を制定すること、③監督管理体制を完備すること等が挙げられる。

なお、新規公開株の登録以外に、証監会は今回、株式の発行・上場に関し、主幹事会社等による保証、引受・販売、優先株、M&A、重大な資産再編等の方面についての改正案も公開し、パブリックコメントを募集している。

URL：<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7047626/content.shtml>

（中国証券監督管理委員会2023年2月1日公開）

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。